参加意思確認公募手続に関する説明書

業務名　　令和７年度１８歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業

１ 本説明書に添付する書類

・参加意思確認公募手続に関する説明書

・参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）（様式１）

・配置予定者調書（様式２）

・実務経歴書（様式３）

・研修体制調書（様式４）

・契約（取引）実績調書（様式５-１）

・契約（取引）実績に係る証明書（様式５-２）

・質問書（様式６）

２ 業務の詳細な説明

　別紙（令和７年度１８歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業概要）のとおり。

３ 申請書の作成及び提出に関する事項

　（１）事業概要を達成できる者、本事業の実施を希望する者は申請書及び必要書類一式を提出すること。

　（２）申請書には、申請書を提出しようとする者の「商号又は名称・代表者名・住所」を記入し、代表者印を押印すること。

資料の問合せ先（担当課、担当者名、住所、電話番号、E-mail）を記入すること。

　（３）申請書及び必要書類一式は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）により、１部を書面により提出すること。電子メール及びファクシミリ等によるものは受け付けない。

　（４）申請書及び必要書類一式の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。

４ 申請書の取扱い

提出された参加意思確認申請書等は返却しない。

５ 説明書に対する質問受付期間、質問受付先、質問及び回答方法

　　公示に示すとおり。

（別紙）

**令和７年度１８歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業概要**

１　事業名称

　　令和７年度１８歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業（以下「本事業」という。）

２　事業目的

ヤングケアラーは、ケアが日常化することで、学習や友人関係等に支障が出てしまうことがあり、こども期（１８歳未満）に加え、進学や就職の選択など自立に向けた重要な移行期を含む若者期であってもケアに多くの時間を費やすことにより身体的・精神的な負荷がかかっているケースがあり、支援が必要である。

このため、オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れたピアサポート事業を実施し、家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いてくことが叶う社会の実現を図る。

３　事業の実施主体

　　大阪府

４　事業の受託事業者の役割

　　大阪府より本事業の実施を委託されたもの（以下、「受託事業者」という。）は、「９」で示す内容の業務を効果的かつ効率的な方法により実施すること。

５　事業の委託期間

　　契約締結日から令和8年３月３１日まで

６　本事業における用語の定義

　（１）ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をいう。

　（２）もとヤングケアラー

　　　もとヤングケアラーとは、過去にヤングケアラーであった者をいう。

　（３）ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人が対等な関係性の仲間（ピア）で支えあうことをいい、本事業においては、様々な困難・課題を抱えるヤングケアラーを対象とした相談業務に関する知識・経験を有する者、ヤングケアラー又はもとヤングケアラーによる支えあい活動の総称とする。

７　事業の対象

主に１８歳以上のヤングケアラー又はもとヤングケアラーで、概ね３０歳未満の者を中心とし、状況等に応じ４０歳未満の者も対象とする。

なお、ヤングケアラー又はもとヤングケアラーの周囲の関係者からの相談も対象とする。

8　事業に従事する者

以下の要件を満たしたピアサポート事業の責任者（以下「ピアサポート事業責任者」という。）、ピアスタッフ及びピアサポート事業のアドバイザー（以下「ピアサポート事業アドバイザー」という。）を配置すること。

なお、本事業の実施にあたっては、本事業の利用者（以下「利用者」という。）が現在家族のケアを担っている又は過去に家族のケアを担っていたことに配慮し、利用者及びその世帯の状態像や心情、抱える背景などを理解したうえで支援を実施すること。

（１）ピアサポート事業責任者の要件

ピアサポート事業責任者は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、介護福祉士、臨床心理士、公認心理師又は大学等の養成機関で福祉分野における教員経験者（これらの資格又は経験と同程度の資格又は経験を有する者でも可。）であり、様々な困難・課題を抱えるヤングケアラーを対象とした相談業務に関する知識・経験を有する者等とする。

（２）ピアスタッフの要件

ピアスタッフは、もとヤングケアラー又はピアサポート事業責任者に準ずる資格を有する者等とする。なお、ピアサポート事業責任者又はピアサポート事業アドバイザーとは別に配置すること。

（３）ピアサポート事業アドバイザーの要件

ピアサポート事業アドバイザーは、ヤングケアラー支援に関する専門的な知見を有する学識経験者等とする。

９　事業に従事する者に対する研修等の実施

受託事業者は、以下の研修等を実施すること。

（１）研修の実施

ピアサポート事業責任者及びピアスタッフに対し、本事業に従事する前にヤングケアラー支援に関する研修を実施し、ヤングケアラーやその世帯の状態像や心情、抱える背景などを理解したうえで支援を実施できるよう資質の向上を図ること。また、事業開始後も、必要に応じ（大阪府からの指示による場合を含む）、適宜実施すること。

（２）　ピアサポート事業アドバイザーからの助言

定期的（月１～２回程度）にピアサポート事業アドバイザーから、本事業に関して専門的な知見による助言を受け、本事業の円滑な実施に活用すること。

10　事業の内容、開設時間及び対応回数

以下の（１）～（５）の業務を行うこととし、事業内容には、（１）～（５）の業務に必要な電話回線やソーシャルネットワーキングサービスのアカウントの取得等を含むこととする。

（２）～（４）の業務については、利用者の意向を尊重して実施することとし、各業務の対応回数の合計回数を上限とし、各業務間で適宜、変更して構わない。

なお、令和７年５月１日～令和７年６月２０日までは、（１）～（５）の業務の開設準備期間とする。

（１）相談受付業務

主に１８歳以上のヤングケアラーに対し、ソーシャルネットワーキングサービス、メール及び電話等による相談を受け付けること。利用者が希望する場合、次の対応時間内であれば、対面でも対応すること。

なお、利用者の周囲の関係者からの相談を含む。

対応時間：平日１０時００分～１８時００分

LINE・メール：専用のアカウントを開設し、２４時間受け付けること。なお平日１８時００分以降及び土日祝に受け付けた場合は、翌営業日に対応すること。

電話：平日１０時００分～１８時００分

対面：平日１０時００分～１８時００分（ただし、予約制とする）

＊夏季休業期間（５日程度）及び年末年始（１２月２９日～１月３日を予定）を除く

（２）オンラインサロンの開催等業務

利用者が社会とのつながりを感じられるようもとヤングケアラーであるピアスタッフなどが参加するオンラインサロンを定期的（月２回程度）開催すること。なお、利用者が希望する場合、必要に応じて、（１）のソーシャルネットワーキングサービスを利用した相談とは別にビデオ通話などを含む個別のオンライン相談（月６回程度）を実施すること。

（３）市役所等への同行支援業務

（１）及び（２）により受け付けた相談について、利用者の意向を確認し、必要に応じて、府内市町村の市役所及び役場等に同行（月４回程度）すること。

（４）市町村等の関係機関との連絡調整業務

（１）及び（２）により受け付けた相談について、必要に応じて、市町村等の関係機関と連絡調整（月６回程度）を実施すること。

（５）　周知広報業務

本事業の周知に必要な広報物（Ａ４両面、10,000部程度）を作成すること。

大阪府が開催する会議や研修等に出席するとともに、府内市町村や府立学校等を訪問（年３０回程度）し本事業の説明を行うこと。

11　業務報告

（１）月報

受託事業者は、大阪府へ１か月毎の事業実施状況を報告すること。

実績等報告書を作成の上、電子データにて大阪府へ提出すること。

※報告内容及び様式は、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

（２）業務報告書

受託事業者は、受付を行った全ての相談について、年度の最終月に業務報告書として作成し、提出すること。

※報告内容及び様式は、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

12　事業に関する費用

　　受託業務に関する以下の費用については、すべて委託料に含まれる。

(１)人件費

給与、法定福利費、通勤手当、謝金、業務・通勤災害に係る保険料の事業主負担分　等

(２)事業費

通信運搬費、郵送費、旅費、印刷製本費、その他本事業に係る諸経費　等

13　業務実施上の留意点

　 本事業実施にあたっては、以下内容に留意し、適正に業務を遂行すること。

（１）運営体制

受託業務に必要な配置人数は、本事業を受託した金額の範囲内で受託事業者が大阪府に提案すること。

（２）受託業務の一括再委託の禁止

ア　受託事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

イ　ただし、受託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、府と協議の上、受託業務の一部を委託することができる。

（３）個人情報の保護

ア　個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報保護の措置を講じること。

イ　利用者の個人情報については、本事業の目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用しないこと。

（４）守秘義務

「大阪府の情報セキュリティに関する基準（大阪府セキュリティポリシー）」に準じて、情報セキュリティ対策を実施すると共に、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本事業の業務に従事しなくなった場合も同様とする。

14　受託業務の継続が困難となった場合の措置

大阪府と受託事業者との契約期間において、受託事業者による業務の継続が困難になった場合は、大阪府と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

15　その他

本書に明示なき事項、受託業務の遂行上疑義が生じた場合又は事業の遂行にあたり変更が必要な場合は、大阪府と協議の上、受託業務を実施するものとする。